

大館市農業委員会総会議事録

令和3年11月11日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年11月11日（木）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1 番	渡邊 久留美	8 番	高坂 千悦	16 番	菅原 和久
2 番	石山 元一	10 番	菅原 一成	17 番	虻川 マキ子
3 番	阿部 重信	11 番	小畑 恵美子	18 番	安部 幸美
4 番	斎藤 重春	12 番	富樫 英悦	19 番	渡邊 久雄
5 番	小林 大樹	13 番	畠山 繁司		
6 番	小畑 純市	14 番	浅利 瑞穂		
7 番	伊藤 昇	15 番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
9 番	藤盛 久登				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	17 番	虻川 マキ子		18 番	安部 幸美
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 20 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 53 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 54 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 55 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、藤盛 久登 委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告します。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 17 番 虻川 マキ子 委員、議席番号 18 番 安部 幸美 委員にお願いいたします。

議長

それでは、早速会議に入ります。

業務報告等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (10 月総会～11 月総会) について
- ・報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

19 番（渡邊 久雄 委員）

19 番 渡邊です。

No. 116 から最後まで、解約後はどのような状況になっているのか、教えて頂きたい。

局長

この件については、全部で 60 筆、合計面積は 112,317 m²で、今現在の状況ですが、次の耕作者が決まっているのは、内 33 筆 68,958 m²で、残りの部分については調整中となっております。

19 番（渡邊 久雄 委員）

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

議長

ほかにないようですので、承認するものとして議事に入ります。

初めに、議案第 53 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページをお開き願います。

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 11 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

15 ページをお開き願います。

内訳は、No.13 の 1 件で、地目は田 3,765 m²であります。

借り受けの事由は、「経営拡張」で、貸借期間は 3 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付しております調査書の 1 ページに記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 53 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 53 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 54 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 11 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

17 ページをお開き願います。

内訳は、No.44 からNo.47 の 4 件で、地目は全て田で合計 8,721 m²であります。

譲受の事由は、No.44 からNo.46 は「経営拡張」で、No.47 は「その他」でありまして、市有地の譲渡となっております。

最後のNo.47 について、補足説明させていただきますが、これは農政課所管の水路でしたが、現況は埋め立てられ、長年、田として使われており、この土地を市から譲り受けるため、3 条申請があったものであります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配布の調査書の 2 ページから 5 ページに記載されておりますとおり農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 54 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 54 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとします。

議長

次に、議案第 55 号『農用地利用集積計画について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

19 ページをお開き願います。

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 11 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

20 ページをお開き願います。

令和 3 年度農用地利用集積計画（第 8 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 200 から新 - 209 の 10 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。10 件とも契約期間 10 年で、地目は田 44,046 m²、畑 3,546 m²、面積合計は 47,592 m²であります。

次に、21 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。再 - 10 から再 - 18 の 9 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 1 件、5 年が 7 件、6 年が 1 件で、地目は全て田、69,208 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりでございます。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はじめに、「新-200 から新-209」までについて審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-200 から新-209」までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、21 ページの「再-10 から再-18」までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「再-10 から再-18」までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

局長

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 40 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月11日

議 長

議事録署名委員 17 番

議事録署名委員 18 番

農地法第3条調査書

議案第53号 No.13		所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市早口字李岱前田・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字李岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字稲荷後岱・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の個人へ貸付し耕作が行われてきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月3日、高坂千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第54号 No.44		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市片山字八坂・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市御坂町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市片山町一丁目・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月3日、伊藤昇 農業委員と安部幸美 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第54号 No.45	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字欠田・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市泉中央一丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月3日、伊藤昇 農業委員と安部幸美 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第54号 No.46	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字上野道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字館宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字沢頭・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は平成6年に設立され、法人の目的も農業経営であり、保有している機械の能力や農作業従事者の状況等からみて、今後、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)法人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)法人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月2日、虻川マキ子 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第54号 No.47		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字川原田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字川原田・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が隣接する自作地と合せて耕作を行っており、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月3日、渡邊久雄 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない